

制度情報

2019年2月の法令から

北京市大地律師事務所

(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I 重要な法令のポイント解説

生産安全事故緊急対応条例

(発令元) 国務院

(法令番号) 令第708号

(公布日) 2019年2月17日

(施行日) 2019年4月1日

1. 主なポイント

(1) 緊急対応活動体制の明確化：事故への緊急対応における、国務院、省、市、県、郷及び関係機関の職責及び管理体制についてより詳細な規定を設け、県級以上の人民政府が統括し、業界監督管理機関が責任を分掌し、総合監督管理機関が指揮し、協調するという緊急対応の活動体制を明確に示した。(第3条)

(2) 緊急対応への準備活動の強化：緊急対応救援マニュアルの制定及びシミュレーションについての要求を詳細に定め、緊急対応救援チームの組織と保障、緊急対応援護の装備及び物資の備蓄、緊急対応のシフト制等に関する要求を明確に示した。(第6条、第8条、第14条)

(3) 現場における緊急対応救援活動の規範化：16項目の緊急対応救援措置を詳細に規定し、事故現場における指揮部、総指揮等に関する制度を制定した。(第17条、第18条、第20条、第21条)

2. 今後の留意点

生産現場での事故への緊急対応の実践において、救援マニュアルの実効性の欠如、緊急対応救援チームの能力不足、不十分な緊急対応資源の備蓄、事故現場での救援メカニズムの整備不足、救援プロセスの不明確さ、救援指揮が合理性を欠くといった問題が依然として存在しており、特に一部の末端企業においては、規則に違反した指揮や、やみくもな救援対応が行われる状況もしばしば発生している。企業には、事故への緊急対応メカニズムの整備と対処を十分重視することを勧める。(全35条)

企業の銀行口座に関する許可廃止の決定

(発令元) 中国人民銀行

(法令番号) 令〔2019〕1号

(公布日) 2019年2月2日

(施行日) 2019年2月25日

1. 主なポイント

(1) 2019年2月25日より、全国範囲で企業の銀行口座に関する許可を段階的に廃止することとし、2019年末までに完全に廃止する。また、企業の銀行

口座の管理を強化し、口座の解約後を含めた監督管理を全面的に強化する。(第1条)

(2) 中華人民共和国内で法により設立された企業法人、非法人企業、個人工商業者が、企業の銀行口座に関する許可を廃止した地域の銀行業金融機関において、基本預金口座、臨時預金口座を開設する際、従前は審査認可制であった手続きを届出制に変更する。(第2条)

2. 今後の留意点

企業の銀行口座に関する許可廃止の第1陣となる地域は、江蘇省及び浙江省とされ、その後の廃止地域については、各省(自治区、直轄市)の対応及び準備状況により段階的に確定される。(全2条)

環境汚染に関わる刑事事件の処理にかかる問題についての座談会摘要

(発令元) 最高人民法院、最高人民検察院、公安部、司法部、生態環境部

(公布日) 2019年2月20日

(施行日) 2019年2月20日

1. 主なポイント

(1) 環境汚染に関わる犯罪事件について、企業・組織による犯罪を認定する際、出資者、経営者及び主要な受益者を重点的に取り締まる。(第2条)

(2) 企業・組織の利益のために環境汚染行為を実施し、かつ下記の状況の1つがある場合、企業・組織による犯罪と認定しなければならない。

- ・企業・組織の意思決定機関が決定プロセスを履行して決定した場合。
- ・企業・組織の実質的支配者、主要な責任者又は権限を付与された各管轄の責任者が決定、同意している場合。
- ・企業・組織の実質的支配者、主要な責任者又は権限を付与された各管轄の責任者が、企業・組織のメンバー個人が環境汚染犯罪行為を行っていることを知りながら、制止しなかったか、早急に措置を講じず、追認、容認、黙認した場合。
- ・営業許可証、契約書、印章、印鑑等を使用して外部に対する活動を行い、企業・組織の車両、船舶、生産設備、原材料・補助材料等を利用して環境汚染に関わる犯罪行為を行った場合。(第2条)

(3) 企業・組織による犯罪における「直接責任を負う主管者」とは、企業・組織による犯罪に対して決定、承認、組織、計画、指揮、教唆、容認等を行う主管者を指し、企業・組織の実質的支配者、主要な責任者又は権限を付与された各管轄の責任者、高級管理職等を含む。「その他の直接の責任者」とは一般に、直接の責任を負う主管者の指示、教唆を受けて積極的に企業・組織の犯罪実行に関わったか、企業・組織の犯罪の具体的な実行において比較的重要な役割を果たした者を指す。(第2条)

(4) 下記の状況の1つがあり、犯罪の被疑者、被告人が合理的な解釈を提供することができない場合、その者が故意に環境汚染犯罪を実施したものと認定できるが、事情を知らなかったことを明確に証明できる証拠がある場合を除く。

- ・企業が法定の環境アセスメントを行わないか、汚染物質排出許可証を取得せずに汚染物質を排出したか、環境アセスメントに合格して汚染防止設備の検収

まで済ませた後に、無断で工程、原材料・補助材料を変更したことにより、新たな汚染物質を発生させた場合。

- ・検収に合格した汚染防止設備を使用しないか、それを正しく使用しない場合。
- ・汚染防止設備が故障していることを発見していながら処置せず生産を続け汚染物質が排出されるに任せた場合。

- ・生態環境機関より生産の制限や停止・整理を命じられたか、行政処分を受けた後でなお生産を続け、汚染物質が排出されるに任せた場合。

- ・危険廃棄物の処分を第三者に委託し、経営許可を検査する義務を履行しないか、処分委託費用が市場価格又は処分にかかるコストを明らかに下回っていた場合。

- ・地下パイプ、浸透井戸、浸透坑、裂け目、鍾乳洞、注入等の監督管理を回避する方法により汚染物質を排出した場合。

- ・モニタリングデータを改ざん、偽造して汚染物質を排出した場合。（第2条）

(5) 下記の状況の1つがある場合、一般に不起訴、執行猶予又は刑罰免除を適用しない。

- ・犯罪行為について事実の通りに供述しない場合。

- ・共同犯罪において情状の重大な主犯にあたる場合。

- ・複数の環境汚染犯罪を行い法により併罰を実行されたか1件の罪として処理された場合。

- ・過去に環境汚染の違法犯罪行為のために行政罰又は刑罰を受けたことがある場合。（第2条）

2. 今後の留意点

ここ数年、中国の環境対策は強化され続けており、これを十分に重視し、環境問題のために正常な経営に影響が及ぶことを回避することを勧める。（全3条）

2019年中国北京世界園芸博覧会の通関上の注意

（発令元）税関総署

（法令番号）2019年第37号

（公布日）2019年2月20日

（施行日）2019年2月20日

1. 主なポイント

(1) 2019年中国北京世界園芸博覧会（以下「博覧会」という）の博覧会事務協調局或いはその委託を受けた物流代理企業は、「ワンストップ」及び「インターネット+税関」により、事前に博覧会の関連情報について税関届出を行う「一括届出、分割通関」方式の税関手続きにより、博覧会の物資着港後、素早く通関できるよう準備することができる。（第1条）

(2) 博覧会のため一時的に中国国内へ持込まれる展示品については、博覧会事務協調局配下の北京世園投資発展有限責任公司により、北京税関に銀行保証状が提供され、税額の一括担保が行われる。国外の出品企業やその委託を受けた物流代理企業は、「2019年中国北京世界園芸博覧会国内持込物資証明書」を提示することで、逐一税関に税額担保を提出せずに済む。（第2条）

(3) 博覧会の開催期間中、税関は法により人員を配備して巡回し監督管理を実施する。博覧会事務協調局、物流代理企業及び出品企業は、展覧品の展示、販売に関する税関管理規定を遵守し、税関の監督管理の徹底、検査検疫、疫病のモニタリング、検疫処理等に協力しなければならない。(第5条)

2. 今後の留意点

博覧会のスムーズな開催を保証するために、中国の政府機関が特別規定を打ち出しており、出品企業はこれに十分注目されたい。(全8条)

民商事事件の関連情報公開に関する通知

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法〔2019〕36号

(公布日) 2019年2月3日

(施行日) 2019年2月3日

1. 主なポイント

(1) 民商事事件の司法公開範囲の拡大：各高級裁判所において、既存の司法公開プラットフォームを十分に活用するか、専門の司法公開プラットフォームを開設し、管轄区内の各裁判所で民商事事件の審理にかかる平均日数、結了率等の情報を主体的に社会に向け公開していくようにする。(第1条)

(2) 各級の裁判所は、審理期限までに審理を結了していない民商事事件について、予想審理所要日数を当事者に公開する方法を積極的に模索していく。(第1条)

(3) 民商事事件の平均審理日数、結了率等の関連情報が、可能な限りコンピュータプログラムにより自動的に把握され、随時更新されるようにする。現時点では条件の整わない高級裁判所でも、更新頻度は四半期に1回を下回ってはならない。(第2条)

(4) 北京市、上海市の高級裁判所では、2019年2月中旬までに当該業務を完了させ、他の高級裁判所ではその地域の実状に応じて当該業務を完了するものとし、遅くとも2019年末までに完了させる。(第3条)

2. 今後の留意点

当該通知の要求により、審理期限までに審理が結了していない民商事事件の予想審理日数が、原則として審理期限満了日から公開されることになる。このことにより、事件当事者は事件の結果についてある程度の予想が立てられるようになる。(全3条)

II 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

張氏は2001年8月1日、化学エンジニアリング会社に入社し、製品の研究開発・設計を担当することになり、高級エンジニアという職位を与えられた。2016年12月29日、会社は張氏に対して「待機通知書」を送達した。これには社内部署のスリム化に伴い、張氏には2017年1月1日より待機させることを決定したため、以後は人事部が指定する空いたデスクでの勤務とし、賃金待遇もこれに伴い引き下げる旨が書かれていた。

2017年3月17日、張氏は会社に「労働契約解除通知書」を提出し、会社が正常な労働条件を提供しないことを理由に、労働契約の解除と経済補償金の支払いを求めた。

2. 紛争の焦点

会社は、張氏に経済補償金を支払う必要があるか。

3. 弁護士分析

会社は、生産経営状況に応じて人員調整の決定を行うものであり、経営自主権の行使は当然認められるべきであるが、企業が労務管理において相応の権利を行使するにあたっては、権利濫用禁止の原則による制限も受ける。張氏をもとの高級エンジニアの職位から、人事部指定の空いたデスクでの待機という待遇に調整して業務を与えないだけでなく、賃金基準を引き下げるという会社の行為は、張氏の専門技能を損なわせ、顕著な収入低下をもたらしただけでなく、人格に対する尊厳さえ失われたことは、一般の労働者には耐え難い状況であり、労働契約の目的の実現を妨げるものである。従って会社の待機決定は合理性を欠いており、会社は張氏に対し経済補償金を支払うべきである。

4. 判決結果

本件は、労働仲裁を経て一審、二審が行われ、いずれの判決でも会社が張氏に経済補償金を支払うことが求められた。

5. 留意点

(1) 企業が生産上の必要から労働者の職務を変更する行為には、合理性がなくてはならず、かつ従業員を侮辱する行為を含んではならない。

(2) 職務や賃金の調整、従業員との労働契約の解除は、いずれも従業員の切実な利益に関わり、労務紛争が起き易い問題であるため、証拠を保存し、適法な手続きを取ることが大変重要であり、会社はこの点に十分留意する必要がある。またその際、事件の処理過程における労働組合や専門の弁護士の役割を重視し、可能な限り対立の解消に努める必要がある。